もし加害者になってしまったら

あなたの誠意をカタチに、 火災共済が応援します。

もしものとき・・・お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか?

もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら… 人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要に なる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では 必ずしも十分とはいえません。

| 万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが目動車事故費用共済です。 | | | | | | |
|---|---------------------------------|---|--|--|--|--|
| 補償内容 * 1事故での支払合計額は、300万円が限度です。(特約を除く) | | | | | | |
| すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。 | | | | | | |
| | 負傷者が契約者側 の場合 | 負傷者が相手側 の場合 (契約者側に多少でも過失がある場合に限る) | | | | |
| 死 亡 共 済 金 事故の日から180日 | 300 万円 | 共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの実費 | | | | |
| 以内に死亡されたとき (1事故につき) | | 死亡臨時費用共済金 30万円 | | | | |
| 後遺障害共済金 (1事故につき) | 障害級別 12~300 万円 | 障害級別額を 12~300 _{万円} 限度として実 費を支給 | | | | |
| 入通院共済金 | (1人あたり) 入院日額 4,500 円 | 左記の日額により算出した 合計 300万円 までの実費 | | | | |
| 365日分(1人あたり) または300万円が限度 | ^{週院日額} Z, ZOU 円 | 入通院臨時費用共済金 3万円 | | | | |
| (1事故につき) 1事故=入院、通院合計日額 最高18,000円 相手側負傷者が3日以上の入通院をしたとき 特 約 | | | | | | |
| 対 物 事 故 共 済 金 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、 特 約 自動付帯 (1 共済期間内に 1 回) 車 両 事 故 共 済 金 後難・自然災害(地震・噴火・津波を除く) などにより3万円以上の被害が生じたとき (1 共済期間内に 1 回) | | | | | | |

★共済掛金の払込が口座振替による場合、共済期間が満了する共済契約は、継続前の契約条件で自動更新します。

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

★ 示談交渉までにとるべき措置としては

- 死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、 その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
- 傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、 誠意のあることを態度で示すことが必要です。

★ 示談交渉をはじめる時期は

- 死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
- ・傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、 軽傷であれば傷が治ったころが一般的です

必要な費用は 相手方が死亡した場合 相手方が入院した場合 香典供花料、葬儀費用 お見舞いの費用として 香典供花料、葬儀費用 あなたの喪失利益 療養雑費、交通費等が

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い 費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、 交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

(営業車両は加入できません)

| 車種別共済掛金 | ナンバー | 年払共済掛金 | 車 種 別 共 済 掛 金 | ナンバー | 年払共済掛金 |
|------------|------|------------------|-----------------|------------|---------|
| 自家用普通乗用自動車 | 3.5 | 10,000円 | 自家用普通貨物自動車(2超) | 1 | 17,500円 |
| 自家用軽乗用自動車 | 5 | 5,500円 | 自家用普通貨物自動車(2以下) | 1 | 14,500円 |
| 自家用軽貨物自動車 | 4 | 5,500円 | 自家用小型貨物自動車 | 4 | 10,000円 |
| 対物事故共済金特約 | | F払共済掛金 れています。 | 田岡玉砂工冷葉短剣 | 卦金が 必 要 | 2,100円 |

こんな時こんなお支払いをします。

追突事故を起こして

- * 相手2名(運転者と同乗者) がそれぞれ10日入院した。
- * 相手の車両に20,000円以上 の損害があった。
- * 自分の車両に30,000円以上 の損害があった。



| 対物事故共済金 | 30,000円 | 合計 60,000円を |
|---------|---------|---------------|
| 車両事故共済金 | 30,000円 | 契約者に定額払い |
| 相手側の傷害 | 90,000円 | 4,500円×10日×2名 |
| | | |

相手の傷害については、90,000円を限度として負担した実費を 契約者にお支払い。(入通院臨時費用30,000円を含む)

* 自分が20日通院、相手1名

自分が追突されて

(運転手)が死亡した。

契約者に定額払い

2.250円×20日 相手側の傷害 お支払いできません

契約者に過失が無い場合は、負担する実費が発生しません

歩行者を跳ねて死亡事故を起こした



死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として負担した 実費を契約者にお支払い。(死亡臨時費用300,000円含む)

出会い頭の事故を起こして

* 相手1名(運転者)が30日、 自分が20日通院した。

契約者側の傷害

※ 契約者に過失がない場合

- * 相手の車両に20,000円以上
- の損害があった。 * 自分の車両に30,000円以上

の担宝がなった

| の頂音がめつた。 | | |
|----------|-----------------------|---------------|
| 契約者側の傷害 | 45,000円 2,250円×20日 | 合計 105,000円 を |
| 対物事故共済金 | 30,000円 | 契約者に定額払い |
| 車両事故共済金 | 30,000円 | |
| 相手側の傷害 | 67,500円 | 2,250円×30日 |

相手の傷害については、67,500円を限度として負担した実費を 契約者にお支払い。(入通院臨時費用30,000円を含む)

自損事故を起こして

- * 電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
- * 自分の車両に30,000円以上の損害があった。

制

度



契約車両があてにげされた

* あてにげされ自分の車両に30,000円以上の損害があった。



車両事故共済金 30,000円を契約者に定額払い

⑦ 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。

- ② お支払いは迅速です。必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞い などの出費にお役立ていただけます。
- ③ 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- 自賠責保険及び任意保険の支払いに関係なく支払います。
- 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。